

水俣病に関する

人権問題



「水俣病」とは、水俣にあるチツソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流れ、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生し、昭和三十一年（一九五六年）五月一日公式確認された公害病です。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚が鈍くなる、動きがぎこちなくなる、目が見える範囲が狭くなる、耳が聞こえにくくなる、言葉がはつきりしなくなるなどがありますが、発生当初の症状が重い人では、けいれんを起こしたり、意識不明になつて亡くなることもありました。

また食べた本人だけでなく、妊娠している母親の体内に入つたメチル水銀が、へその緒を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状をもつた赤ちゃん（胎児性水俣病患者）もいました。

まだ水俣病の原因がわからなかつた頃、患者が出た家庭には人々が近づかなかつたり、患者やその家族または、水俣出身者が就職や結婚を断られるなどの偏見や差別があつたのも事実です。

水俣病は、メチル水銀による中毒症であり、空気や食物を通じ

て人から人へうつることはありません。また、遺伝により発生することはありません。現在、水俣湾の魚介類は県の調査によつて安全が確認されています。

しかし、いわれのない偏見や差別により、患者や家族、さらには、水俣の人々は、長い間苦しみが続いています。

私たちも、水俣病に対する正しい知識を持ち、被害を受けた方々の視点に立つて考えることで、水俣病に対する偏見や差別をなくしていくための努力をしていかなければなりません。

行ってみませんか？

水俣市立水俣病資料館



水俣病資料館は、水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を後世に保管します。世界のどの地域でもこのような悲惨な公害が発生してほしくないからです。

あつてはならない水俣病、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験を展示しています。語り部は起きた事実を訴え、未来への想いを語ります。

平成5年（1993年）1月にオープン以来、国内のみならず、今では全世界から年間4万人の方々が訪れ、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されています。

【所在地】

〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地

TEL／0966-62-2621

FAX／0966-62-2271

詳しくは…

水俣病資料館

検索

水俣病に関する年表

熊本県環境生活部水俣病健康課

- | | |
|-----------------|---|
| 昭和31年
(1956) | チツソ附属病院より水俣保健所に奇病発生の報告（5月1日）水俣病公式確認日 |
| 昭和34年
(1959) | 熊本大学研究班、「有機水銀が原因ではないかと発表 |
| 昭和40年
(1965) | 新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生 |
| 昭和43年
(1968) | チツソがアセトアルデヒドの製造を中止 |
| 昭和44年
(1969) | 政府、「水俣病の原因はチツソの工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表 |
| 昭和48年
(1973) | 患者・家族がチツソを相手に損害賠償請求訴訟を提起 |
| 昭和49年
(1974) | 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布 |
| 昭和52年
(1977) | 患者団体とチツソとの間で補償協定締結 |
| 昭和53年
(1978) | 公害健康被害補償法公布 |
| 昭和54年
(1979) | 水俣湾に仕切網を設置 |
| 昭和55年
(1980) | 水俣湾を埋め立てる工事開始（平成2年に終了） |
| 平成4年
(1992) | 熊本県・鹿児島県が水俣病総合対策医療事業開始 |
| 平成5年
(1993) | 水俣市が、水俣病犠牲者慰霊式を開催（その後も毎年実施） |
| 平成7年
(1995) | 水俣市立水俣病資料館 熊本県環境センター開館 |
| 平成9年
(1997) | 患者5団体が、政府の水俣病問題解決策を受け入れ |
| 平成10年
(1998) | 県が、「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去 |
| 平成14年
(2002) | 熊本県内の小学5年生が水俣市を訪れる「ごもエッセミナー」開始（平成23年度からは「水俣に学ぶ肥後つ子教室」を実施） |
| 平成16年
(2004) | 最高裁判所において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについて国と熊本県の責任が確定 |
| 平成17年
(2005) | 環境省が総合対策医療事業の拡充等を含内容とする「今後の水俣病対策について」を発表 |
| 平成21年
(2009) | 水俣病被害者の救済に関する特別措置法が成立（7月8日） |
| 平成22年
(2010) | 政府が「水俣病被害者救済措置の方針」を閣議決定（4月16日） |
| 平成23年
(2011) | 熊本県等が、水俣病被害者の救済申請を受付開始（5月1日） |
| 平成24年
(2012) | 患者3団体がチツソと紛争終結の協定を締結（6月） |
| 平成25年
(2013) | 水俣病被害者の救済申請期限（7月31日）までに約4万3千人（熊本県）が申請 |
| 平成26年
(2014) | 水俣条約外交会議が熊本市及び水俣市で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択 |
| 平成28年
(2016) | 熊本県知事が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行う |
| 平成29年
(2017) | 水俣病被害者救済特別措置法によつて19,000人超が一時金と療養費、18,000人超が療養費対象に該当（熊本県） |
| 平成29年
(2017) | 水俣市立水俣病資料館が、展示内容を全面的に見直しリニューアルオープン |
| 平成29年
(2017) | 「水銀に関する水俣条約」が発効 |
| 平成29年
(2017) | 水俣市立水俣病資料館の来館者が100万人を突破 |